

運輸安全マネジメントの取り組みについて

ニセコバスは安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指してPDCAサイクルを活用し輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 令和3年度 輸送の安全に関する目標
令和2年度 輸送の安全に関する目標と達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
4. 輸送安全管理規程（別紙1）
5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
6. 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
7. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
8. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
9. 安全統括管理者に係る情報
10. 事業用自動車の運転者に係る情報
11. 運行管理者に係る情報
12. 整備管理者に係る情報
13. 事業用自動車に係る情報（以下貸切事業にかかわる情報）

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平成22年度より【安全方針】を策定し、「安全最優先」の理念のもと、「より安全・安心なバスを目指して」日々改善を繰り返し、安全輸送の向上に取り組んでいます。

平成27年度より【安全方針】に「人命尊重」の文言も新たに加え、「尊い人命を守り抜く」という姿勢をより一層明確化し、業務を遂行しております。

【安全方針】

ニセコバス株式会社

人命尊重・安全最優先 “より安全・安心なバスを目指して”

1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、次の2項目を最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
 - 車外人身事故を無くすため、右左折時は一旦停止による安全確認を徹底します。
 - 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らすため、お客様への声かけ等を徹底します。

令和 3年 6月 21日

代表取締役社長 伊藤 正道

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は「輸送の安全の確保が社会的使命であり、経営と密接不可分である」ことを社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- また、現場の安全に関する状況の把握の重要性を深く認識し、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、輸送の安全の確保に全力を尽くします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し不断に見直すことにより、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 令和3年度 輸送の安全に関する目標

『総合安全プラン2020』に基づく目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 踏切事故ゼロを継続
3. 飲酒運転ゼロ
4. 危険ドラッグ等 薬物試用による運行絶無

令和3年度 事故防止重点目標

1. 人身事故 有責事故件数 0件
非責事故件数 ゼロを継続
2. 有責事故 事故件数 前年比10%減少 (1件→1件)
3. 踏切事故ゼロを継続

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

令和2年度 輸送の安全に関する目標と達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故 有責事故件数 ゼロを継続 非責事故件数 ゼロを継続	有責人身事故、非責人身事故件数ともにゼロを継続しており目標を達成しました。
2. 有責事故 事故件数 過去3年平均の10%減少	過去3年平均を80%下回り目標を達成しました。
3. 踏切事故ゼロを継続	ゼロを継続しており目標を達成しました。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和2年度、国土交通省へ報告した事故件数は8件でした。その内訳は以下の通りです。

項 目	件 数
1. 第2条第1号（転覆・転落・火災・踏切）	0件
2. 第2条第2号（10台以上の衝突・接触）	0件
3. 第2条第3号（死者・重傷者）	0件
4. 第2条第4号（十人以上の負傷者）	0件
5. 第2条第7号（操縦装置・扉の開閉不適切）	0件
6. 第2条第9号（疾病による運行中止）	0件
7. 第2条第11号（車両故障）	8件
8. 第2条第15号（特別な報告）	0件
※第2条第5～6号、8号、10号、12～14号	0件

4. 輸送安全管理規程

別紙のとおり国土交通省に届出しています。

別 紙 （1）

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた主な措置（令和2年度）

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全統括管理者より安全最優先の意識を高めるとともに、安全方針を毎日乗務前点呼で復唱する等、輸送の安全性の向上を図っております。

(2) 安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの追加導入により構成比率を高めるとともに、詳細な映像データを収集して、事故防止教育の充実に役立てております。また、平成25年9月より、遠隔地における点呼執行時のアルコール検査の際にiPadを利用したネット通話を併用し、画面により乗務員本人が検査を行っていることが確認できる状態で実施しております。

(3) 情報の共有

事故情報のみではなく、事件情報や車両故障情報、苦情等についても各営業所に配布して情報の共有を図ることにより、安全意識の高揚を図りました。

(4) 添乗指導・街頭指導

管理者が毎月バスに乗車して安全運転指導を実施しているとともに、交差点や一時停止箇所等の街頭に立ち安全運転と法令遵守が適切に実施されているかどうかを確認しました。

(5) 健康管理の充実

年2回、定期健康診断を実施しているとともに、有所見者は速やかに再検査を実施し、結果に基づく指導を徹底しました。また、睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査を実施致しました。

(6) 運転適性診断による指導体制の強化

運転適性診断の受診を平成26年度より3年に1回から2年に1回に変更し、これまで以上にこまめな充実した指導体制の強化に努めました。

(7) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

平成31年4月に貸切バス事業者安全性評価認定制度の更新申請を行い、安全性に対する取組状況が優れている事業者として、最高の三ツ星を取得しております。

(8) 運輸安全マネジメント評価（北海道運輸局）（直近5年間）

平成27年11月19日及び20日の両日に、北海道運輸局より運輸安全マネジメント評価の実施を受け、評価及び助言を頂きました。

(9) 運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況（直近3年間）

民間指定機関によるセミナーを計2名が受講しております。その他、運輸局主催のセミナーは2名が受講しております。

輸送の安全のために講じようとする主な措置（令和3年度予定）

令和3年度の取組みを継続して実施するとともに、以下の取組みを予定しております。

(1) 安全最優先、法令遵守の徹底

安全方針や事故防止目標等を全社員に対し、アンケート調査等を実施することにより浸透状況を把握するとともに、法令遵守を徹底して輸送の安全性の向上を図ります。

(2) 最重点取組み実施2項目の再徹底

人命を輸送している企業としてのあるべき姿をより一層明確にするため、平成27年より【安全方針】に「人命尊重」の文言を新たに加えました。人身事故根絶のため、平成25年度から取り組んでいる

●交差点右左折時の車外人身事故を無くす

●車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

の最重点取組み実施2項目については、お客様や地域の皆様の人命を守り抜くという固い決意を全社員が一丸となって共有し、引き続き取り組みを強化して参ります。

(3) 安全教育・安全設備の充実

現在導入しているドライブレコーダーの搭載比率を更に高め、事故防止及びサービス向上等の教育の充実に役立てます。

(4) 教育・研修の充実

災害や事故発生等を想定した訓練を実施するとともに、乗務員には具体的な実地研修を多く実施することにより、効果的に安全意識の向上を図ります。

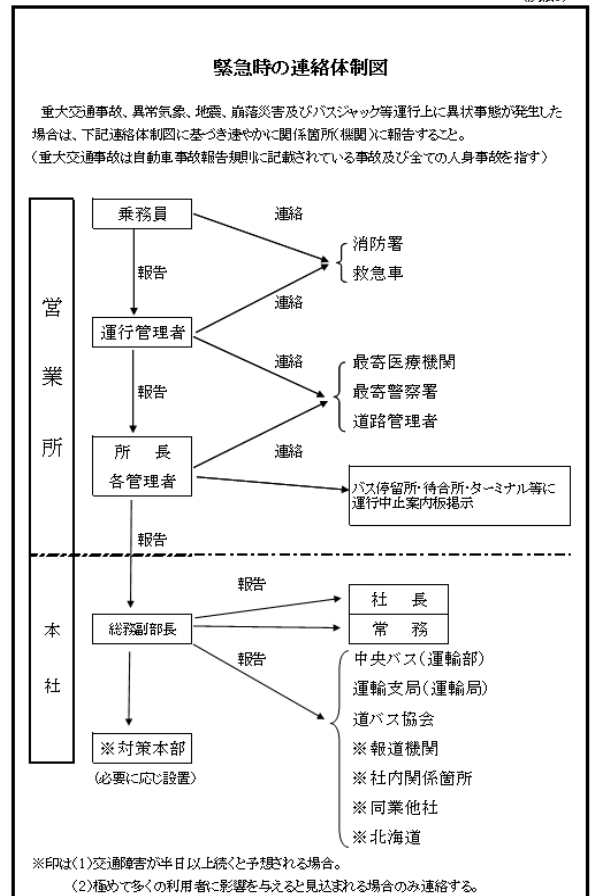
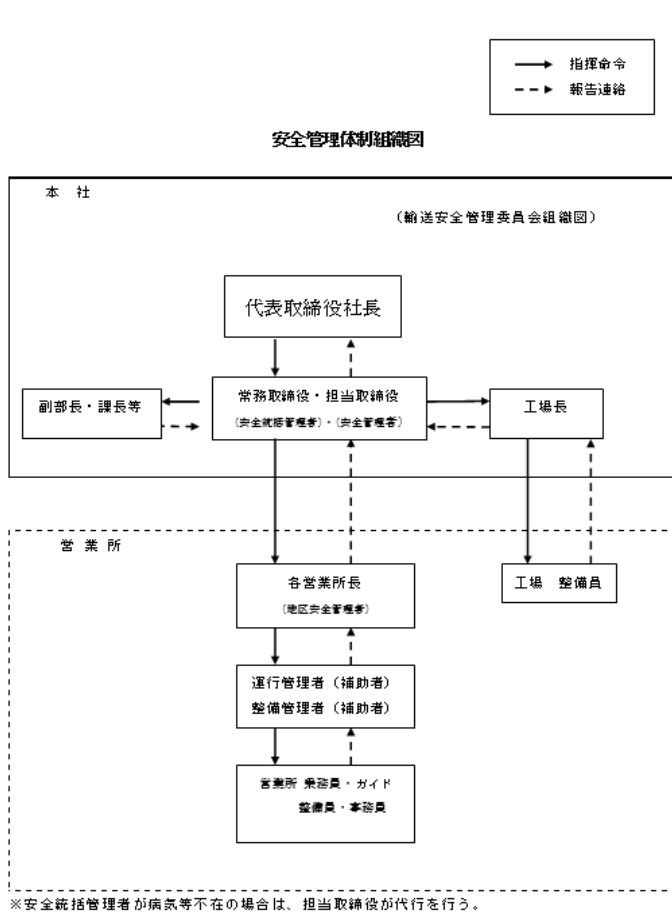
(5) 情報の共有

ヒヤリハットや事故情報、車両故障情報等を継続的に各営業所に配布して共有することにより、安全意識の高揚を図ります。

(6) 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、その対策に伴う法改正に合わせて順次実施・対応しております。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組状況	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
4	春の事故防止・サービス向上強化運動（4/6～25） 乗務員無事故表彰	乗務員危険予測訓練 営業所常会	安全輸送実務者会議（バス協） 春の全国交通安全運動（4/6～15）
5		管理者研修 営業所常会 乗務員危険予測訓練	
6	安全統括管理者営業所巡回	管理者研修 高齢者・身障者疑似体験訓練 乗務員危険予測訓練	シートベルト着用強化旬間 運行管理者一般講習
7	車内事故キャンペーン（7/1～7/31） 夏の最重点取組2項目添乗調査強化月間 中央バスグループ輸送安全事務局会議① 中央バスグループ輸送安全管理委員会①	高齢者・身障者疑似体験訓練 乗務員危険予測訓練	夏の交通安全運動（7/13～22） 運行管理者基礎講習
8	経路逸脱ゼロ強化月間（8/1～8/31）	管理者研修 箇所長会議 乗務員危険予測訓練	
9	交差点事故防止強化月間	管理者研修 箇所長会議 乗務員危険予測訓練	秋の全国交通安全運動（9/21～30） 飲酒運転防止週間（9/21～30） 緊急安全輸送実務者研修（バス協）
10	北海道中央バス内部監査 中央バスグループ輸送安全管理委員会②	乗務員危険予測訓練 箇所長会議	運行管理者一般講習
11		営業所常会 乗務員危険予測訓練	初冬期事故防止旬間（11/1～10） 冬の交通安全運動（11/13～22）
12	冬の最重点取組2項目添乗調査強化月間 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施 冬の事故防止・サービス向上強化運動（12/10～1/10） 安全統括管理者営業所巡回 中央バスグループ輸送安全管理委員会③	箇所長会議 乗務員危険予測訓練	年末年始安全総点検（12/10～1/10） 安全輸送実務者会議（バス協）
1	第1回輸送安全管理委員会（1/25）	乗務員危険予測訓練 管理者研修	
2	経路逸脱ゼロ強化月間（2/1～2/29） 輸送の安全に関する内部監査	乗務員危険予測訓練 事故処理講習（2/15. 2/18）	
3	第2回輸送安全管理委員会（3/25） 中央バスグループ輸送安全事務局会議② 中央バスグループ輸送安全管理委員会④	乗務員危険予測訓練 原子力防災出前研修	

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和3年年2月に北海道中央バス内部監査室による内部監査を実施いたしました。
監査内容については、「安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守され徹底が図られているかについて確認しました。その結果、安全管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることを把握しました。

9. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

選任年月日	令和2年5月21日	常務取締役	おがた 尾形	たかし 崇士
-------	-----------	-------	-----------	-----------

10. 事業用自動車の運転にかかわる情報 令和3年4月1日現在

- ①正規雇用の運転者の人数：49名
- ②正規雇用以外の運転者の人数：8名
- ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数：全運転者加入
- ④平均勤続年数：7年4ヶ月
- ⑤平均給与月額の水準：A（北海道の営業用バス正規雇用運転者の平均給与月額と比較）

11. 運行管理者に係る情報（貸切対応 3営業所） 令和3年4月1日現在

- ①運行管理者の人数：13名 ②運行管理者補助者の人数：5名
上記それぞれについて、他の業務（運転者等）と兼職している人数
- ①運行管理者のうち、兼職人数 0名 ②運行管理者補助者のうち、兼職人数 0名

12. 整備管理者に係る情報（貸切対応 3営業所） 令和3年4月1日現在

- ①整備管理者の人数：8名 ②整備管理者補助者の人数：5名
上記それぞれについて、他の業務（運転者等）と兼職している人数
- ①整備管理者のうち、兼職人数 0名 ②整備管理者補助者のうち、兼職人数 0名

13. 事業用自動車に関わる情報（貸切登録車両） 令和3年4月1日現在

- (1) 貸切保有車両数 計31両 ①大型24両 ②中型4両 ③小型3両
- (2) 車齢 ①大型 最新：3年 最古：22年 平均：14年10か月
②中型 最新：11年 最古：18年 平均：13年10か月
③小型 最新：18年 最古：18年 平均：18年8か月
- (3) H29.12.1施行基準のドライブレコーダーの搭載台数
①大型24両 ②中型4両 ③小型3両
- (4) デジタル式運行記録計搭載車両台数 ①大型20両 ②中型3両 ③小型0両
- (5) A S V搭載車両台数 ①大型3両 ②中型0両 ③小型0両
- (6) 主な運行の態様 観光輸送（昼間・夜間）、学校・企業等送迎
- (7) 任意保険の加入状況 対人保険：無制限 対物保険：500万円